

令和7年度 市内 IT 産業海外展開活動支援業務 業務仕様書

1 業務名称

令和7年度 市内 IT 産業海外展開活動支援業務

2 業務概要

当財団では、札幌市の産業振興の計画である「第2次札幌市産業振興ビジョン（令和5年度～令和14年度）」に基づき、その重点分野に位置づけられた「IT産業」の更なる成長を促進すべく、海外市場でのネットワーク拡大と販路開拓の機会を創出する取組を推進している。

その取り組みにおいて、この度、東南アジア最大級の経済規模とデジタル市場を有するインドネシア・ジャカルタにおいて、札幌市内のIT企業と現地企業とのビジネスマッチングを目的とした「Sapporo IT Delegation in Indonesia」（以下、「本ミッション」という。）を実施する。本ミッションでは、現地支援機関・現地企業を訪問し、意見交換や相互ピッチなどの交流を行うことで将来的な提携・取引の可能性を探るとともに、現地市場や業界構造に関する知見を深める機会を提供する。

本業務では、本ミッションにおける訪問先の調整や現地移動手段の手配などのコーディネーション業務を委託するものである。

3 業務内容

(1) ビジネスマッチングプログラムの企画・調整

- ① 札幌市内 IT 企業の業種・ニーズを踏まえ、インドネシア・ジャカルタにおいて有望な現地企業とのビジネスマッチング機会を提供するプログラムを企画する。
- ② 企画にあたっては現地支援機関（JETRO ジャカルタ事務所、現地商工会、インキュベーター等）との連携も含め、企業間の面談の場を効果的に設定すること。訪問先やマッチング先の選定にあたっては、委託者と協議の上で進める。
- ③ 現地訪問先及びマッチング先との連絡調整を行う。

④ プログラムの期間はおおむね2～5日間とし、札幌市内 IT 企業5社以上の参加を目指す。詳細は委託者と協議の上決定すること。

(2) 現地における運營業務

本ミッションにおける現地活動期間中、参加者の移動手段の手配（専用車両・ライドシェア等）を行い、参加者に同行し通訳及びアテンド対応を行う。

① 移動手段の手配について

- ・参加者が遅滞なく移動できるよう、参加者専用の車両を手配すること。なお各行程の参加者の増減に配慮し、同行する財団職員と調整の上、適切なサイズの車両を手配すること。
- ・車両については移動ルートの兼ね合い等、ライドシェアサービスや公共交通手段を利用することにより移動効率が改善されると判断できる場合は、委託者と調整の上、対応すること。なお、公共交通手段を用いる際は参加者各自負担とし、受託者の費用負担は発生しないものとする。

② アテンド対応について

現地活動においては訪問先の施設を移動しつつ現地での交流を実施することから、通訳以外にも突発的な対応が必要となる可能性に備え、参加者に同行して、訪問先との調整や移動ルートの変更など、適宜対応を行うこと。

(3) 本ミッション参加企業との連絡・調整

- ① 本ミッションへの参加応募への対応、現地スケジュールの共有、参加日の確認、参加者情報を委託者に共有する。
- ② 本ミッション参加企業に対し、現地情報、注意事項、マッチング相手情報等を共有すること。
- ③ 参加企業の希望や面談目的をヒアリングし、マッチング調整に反映すること。

(4) アンケートの実施・集計

本ミッション終了後、参加企業に対してアンケート調査を実施し、プログラムの評価、満足度、今後の課題等について集計・分析を行うこと。アンケート結果は、調査報告書に反映すること。

(5) 業務報告書の作成

業務の実施結果をまとめた業務報告書を作成し、業務履行期間内に提出する。報告書ではマッチング実績、企業評価、今後の課題等をまとめるほか、新たに得られたネット

ワーク、現地市場における可能性、ビジネス展開上の留意点などについても明記すること。

4 業務履行期間

契約締結の日から令和8年1月16日（金）まで

※現地渡航は令和7年11月を予定。現地渡航の日程は委託者と協議の上決定すること。

5 成果品

業務報告書（PDF等の電子データ形式）1式

6 成果品の納品場所

札幌市エレクトロニクスセンター（札幌市厚別区下野幌テクノパーク1-1-10）

7 その他

- (1) 委託者は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告すること。
- (3) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (4) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に委託者との協議のうえ、決定すること。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (8) 受託者は、委託者が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作

権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、委託者の事前校正を受けること。

- (9) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (10) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
- (11) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。
- (12) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

以 上

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。